

から、今の公職選挙法は違憲ではない」というものだ。

しかし、ここで抜け落ちているのは、「今の生活保護法が、定住を前提としていること自体に問題はないのか?」ということだ。

### 就労の現実に 対応できてない 法律

釜ヶ崎の仕事というのは、西成に定住しながら近畿一円の建設や港湾などの仕事現場へ仕事に行く「現金」という就労形態と、もう一つ、一か月から数ヵ月という長期で、遠方の仕事現場に行く形態がある。現在では東北の復興工事に行っている仲間もたくさんいる。綾部の山奥で橋梁工事を行っていたことがあ

る。橋梁の工事現場の横にはトンネル堀の現場があった。橋梁工事もトンネル工事も特殊な土木仕事なので、そこで働く職人は全国を渡り歩いている。

兵庫県の佐用町で、山のてっぺんに送電用の鉄塔を作る工事に行ったこともあるが、この仕事も特殊で、鉄塔鳶なんて職人は全国をまわる。家のあるものでも帰るのは盆と正月だけ。家族のいない仲間は盆正月には釜ヶ崎へ帰る。釜ヶ崎というのは、こういう全国を渡り歩く労働者の故郷という性格を持つ。

こういう就労形態、生活形態に対し、今の生活保護法や公職選挙法は対応できているのか?

危険な仕事、山の中の寂しいところでの孤独に耐えての仕事、重労働、



日本中仕事で飛び回ってるワシらが選挙できへんっておかしいやろ?

単調な仕事、多くの人が嫌がる仕事をしてこの社会を縁の下から支えているながら、福祉の恩恵にもあずかることができず、選挙権さえ行使できないという現実がある。定住していないというただそれだけの理由である。

そもそも、生活保護などの福祉にしろ、選挙権の問題にしろ、「住所が一定であるかどうか」という問題」とは全く別の問題である。それをどちらかの条件とすること自体が、憲法で保障された公平の原則に反するのではないか?

**仲間とともに「釜ヶ崎反失業闘争」「住民票闘争」たたかった**

## 高来さん安らかに

●4・5釜ヶ崎大弾圧救援会 吉岡政子

2013年9月26日、高来さんが肺がんのため亡くなった。63歳だった。

高来さんは、90年代の釜ヶ崎反失業闘争で共に闘った仲間の一人だ。

晩年はお酒を飲まず、どこかどっしりとしてみんなを包みこむあったかい